

令和 6 年御嵩町議会第 4 回定例会会議録

1. 招集年月日 令和 6 年12月 3 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和 6 年12月 3 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第 9 号 専決処分の報告について
 - 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号））
 - 議案第53号 令和 6 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について
 - 議案第54号 令和 6 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
 - 議案第55号 令和 6 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
 - 議案第56号 令和 6 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
 - 議案第57号 令和 6 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第58号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第59号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第60号 工事請負契約の変更について
 - 議案第61号 財産の取得について

議事日程第 1 号

令和 6 年 12 月 3 日（水曜日） 午前 9 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

（1）会期

（2）会期及び審議の予定表

日程第 3 諸般の報告

議長報告 3 件

（1）定例監査実施報告書

（2）例月現金出納検査の結果について（報告）（令和 6 年 8 月分から 10 月分まで）

（3）常任委員会所管事務調査報告書

町長報告 1 件

報告第 9 号 専決処分の報告について

日程第 4 議案の上程及び提案理由の説明 10 件

承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号））

議案第 53 号 令和 6 年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 54 号 令和 6 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 55 号 令和 6 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 56 号 令和 6 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 57 号 令和 6 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 58 号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 59 号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 60 号 工事請負契約の変更について

議案第 61 号 財産の取得について

日程第 5 議案の審議及び採決 8 件

承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号））

議案第53号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について

議案第54号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第55号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第56号 令和6年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第57号 令和6年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第60号 工事請負契約の変更について

議案第61号 財産の取得について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1 番 鈴 木 篤 志	2 番 広 川 大 介
3 番 山 田 徹	5 番 可 児 さとみ	6 番 鈴 木 秀 和
7 番 清 水 亮 太	8 番 奥 村 悟	9 番 伏 屋 光 幸
10 番 高 山 由 行	11 番 岡 本 隆 子	12 番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	副 町 長 筒 井 幹 次
教 育 長 奥 村 恒 也	総 務 部 長 各 務 元 規
企 画 部 長 田 中 克 典	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	教育参事兼 学校教育課長 高 木 雅 春
総 務 課 長 土 谷 浩 輝	企 画 課 長 山 田 敏 寛
まちづくり課長 荻 曾 弘太郎	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住民環境課長 金 子 文 仁	保険長寿課長 大久保 嘉 博
福祉子ども課長 古 川 孝	農 林 課 長 渡 辺 一 直
上下水道課長 可 児 英 治	建 設 課 長 石 原 昭 治
亜炭鉱廃坑 対策室長 木 村 公 彦	会 計 管 理 者 塚 本 政 文
生涯学習課長 日比野 克 彦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩 士

議会事務局書記 井 戸 芳 枝

開会の宣告

議長（大沢まり子さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、令和 6 年御嵩町議会第 4 回定例会は成立しましたので、開会いたします。

なお、岐阜新聞社様、中日新聞社様の撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第 1 項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いいたします。

招集者、町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

おはようございます。

令和 6 年第 4 回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、令和 6 年御嵩町議会第 4 回定例会を招集させていただきましたところ御参集賜りまして、誠にありがとうございます。

12月13日までの11日間にわたり、提出いたします案件につきまして御審議を賜ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、9 月の第 3 回定例会以降の町政及び御嵩町を取り巻く話題のうち、主な事柄について何点か御報告を申し上げます。

初めに、10月19日には、「よってりゃあ、みたけ～夢いろ街道宿場まつり～」が御嵩町宿場町活性化イベント実行委員会によって開催をされました。

今年も会場全体の電気を次世代自動車などから供給するというサステナブルな取組のほか、防災の観点から簡易トイレを積載した自動車の展示なども実施をされました。

降雨により祭りが一時中断されることもありましたが、踊りを楽しむ方、仮装して来場される方など、秋の宿場まつりを楽しまれておりました。そして、フィナーレの花火も無事打ち上げられ、町民の皆様の心を癒やしてくれたのではないのでしょうか。

今年で27回目の開催となった宿場まつりは、商工会をはじめ多くの皆様のお力により、地域でつくり上げるお祭りとして開催されております。これからも町のにぎわいづくり、町の活性化イベントとして受け継がれ、開催されていくことを期待しております。

次に、10月14日から11月24日までの42日間にわたり、岐阜県で開催されました「清流の国ぎ

ふ」文化祭2024は、大盛況のうちに閉幕を迎えました。

本町においても、中山道みたけ館において、規模や内容を拡充しての特別展や特別講演会、御嵩町文化協会による演劇「可児才蔵伝説」の開催などを行い、御嵩町の歴史文化を広く発信いたしました。

その中でも11月17日に開催いたしました重要文化財願興寺本堂修理工事現場見学会では、御嵩町の地域文化発信事業として、多くの方に貴重な文化財の修理現場を御覧いただきました。

平成29年度からスタートいたしました重要文化財願興寺本堂修理事業は8年目を迎えております。現在、床板、壁板の組立てなど令和の大修理を着実に進めており、今後も臨時現場見学会などを開催しながら、令和8年度の完成を目指してまいります。

町民の皆様をはじめ多くの方々に、本町の誇る貴重な文化財である願興寺を守っていくことに御理解をいただきながら進めてまいりますので、引き続き本事業への御協力をよろしくお願い申し上げます。

本年10月から始まりましたみたけファンクラブ「Take-Mi」は、11月末日現在で854名の方に会員となっていております。11月8日と9日には、4月にタウンプロモーションの推進に関する連携協定を締結いたしました、株式会社リトルクリエイティブセンターが運営する岐阜トーキョーにおいて、首都圏でのプロモーションイベントを開催してまいりました。

既に会員になっていただいている関東在住の方、御嵩町出身や御嵩町にゆかりのある方など、多くの方々に御来場をいただきました。来場者には、VR動画の視聴などにより御嵩町を紹介するとともに、みたけのええもん、たからもんを実際に手に取り触れていただくなど、初めての御嵩町、また懐かしい御嵩町を感じていただけました。まだまだ知名度は高い御嵩町ではございますが、たくさんの方に町の魅力を発信できるように会員募集に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、会員を増やすだけでなく、名称のTake-Miのとおり、御嵩町を訪れたい、御嵩町に連れて行ってほしいと思っていただき、実際に訪れていただけるような事業を企画していきたいというふうに考えております。まだ始まったばかりのみたけファンクラブTake-Miでございますが、町の情報発信や魅力発信にとどまらず、いずれは町内外の会員同士が交流できるようなコミュニティーになっていくことを目指してまいります。

続いて、御嵩町制施行70周年記念事業についてでございます。

本町は、来年2月に当時の上之郷村、御嵩町、中町、伏見町の4つの地域が合併し、御嵩町が誕生して以来70年を迎えます。この70年という御嵩町のこれまでの歩みを振り返り、未来に向けた新たな出発点としていきたいと考えております。

また、町民の皆様と共に祝うことで、地域とのつながり、一体感の醸成、絆を深める起点と

いたしたいと思います。行政だけでなく、町民、各団体、企業などが主体的に参加することができる事業を実施することで、関係人口の創出や地域の魅力向上を目指すとともに、町民としての誇り、愛着の醸成を図ってまいります。

現在の進捗でございますが、70周年記念ロゴマークにつきましては、役場、4地区公民館、イベントでの掲示やオンライン投票により、幅広い年代の皆様に投票をしていただきました。その結果、町ホームページや「ほっとみたけ」12月号などでお知らせをさせていただきましたとおり、70周年記念事業で活用するロゴマークが決定いたしました。このロゴマークを活用した啓発物品やイベントなどの冠事業につきましても、順次企画、検討してまいります。

また、記念式典につきましては、来年秋頃に開催を予定しておりますが、それに先立ち、本年10月から11月にかけて、近隣3市2町の70周年記念式典が開催をされました。各自治体それぞれに特色のある式典であったと実感しているところでございますが、本町の式典につきましても、これらを参考にしつつ、今後1年かけてしっかりと準備を進めていきたいと考えております。

御嵩町の将来のまちづくりの目標を示す最上位計画となります御嵩町総合計画は、令和7年度で現行計画の期間が満了となりますので、現在、令和8年度から始動する第6次総合計画の策定を進めているところでございます。

策定に向けましては、じっくり時間を取って、よりよい計画となるよう、今年度から動き出しておりますので、その策定の進捗状況について御報告いたします。

まず、本年7月に第1回審議会を開催し、会長に御就任いただいた岐阜大学地域協学センター長の益川先生をはじめ、町内外の各界から構成される22名の委員の皆様に計画策定の諮問をさせていただきました。これまでに審議会を2回開催し、委員の皆様には様々な視点から御意見をいただき、策定作業を進めております。

また、町の将来像を町民の皆様と共につくり上げていくため、町民2,000人を対象とした町民アンケート等を9月から10月にかけて送付させていただくとともに、10月、11月にそれぞれ町民ワークショップを開催させていただきました。一般公募により御参加いただいた18名の町民の方から熱心に御意見をいただき、自然の豊かさなど御嵩町のいいところ、子育て環境などの課題点、町に誇りを持てる将来のあるべき姿を共有できたところでございます。また、高校生や大学生にも参加いただき、町の将来を担う若い世代からも斬新な数多くの御意見を頂戴したところでございます。

今後は、本年度中に2回、来年度中に4回の審議会を経て、アンケートの分析やワークショップ、パブリックコメント等でいただいた御意見を踏まえながら鋭意計画策定を進めてまいります。

放課後児童クラブ運営事業につきましては、運営のさらなる質の向上を図り、児童を安心して育成するため、令和7年度から実施を予定しております。運營業務の民間委託に向けて、準備を進めているところでございます。事業者選定には、公募により企画、技術等の提案を受け、総合的に評価し、事業の目的に最も適した事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用いたしました。

募集の結果、提案事業者は3者あり、それぞれの事業者からのプレゼンテーションを経て、プロポーザル評価委員会を開催し、最優秀提案者を選定いたしました。現在、年明けの契約締結に向けて準備を進めており、本定例会では、令和6年度から令和9年度までにわたる債務負担行為の設定に係る補正予算を計上させていただいております。引き続き、令和7年度からの委託開始に向け、全力で取り組んでまいります。

最後に、本定例会に提出いたしました案件について申し述べます。

まず、御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この一部改正条例につきましては、例年の給与改定や期末勤勉手当支給率の改定のほか、御嵩町職員の給与については、職務の内容改正、号給改定、扶養手当や通勤手当の改定とともに、単身赴任手当と併せて支給要件の拡大、管理職特別勤務手当の支給対象時間帯の改定が行われております。これらは、一部を除き、組織パフォーマンスの向上、ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応といった課題に対応するための大規模な人事院勧告の内容を盛り込んだ条例として提出するものでございます。

続いて、御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この一部改正条例につきましては、地域包括支援センターに配置すべき3職種につきまして、職員数を常勤換算方法によることを可能とすること、複数圏域を合算し3職種を配置することができるようにするなどの内容となっております。地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、職員配置の柔軟化に係る規定などを盛り込んだ条例として提出するものでございます。

続いて、令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）の概要について御説明を申し上げます。

まず、歳入については、道路橋梁事業の前倒し執行要望に伴う防災・安全交付金及び道路メンテナンス事業補助金を合わせて4,162万8,000円、伏見小学校大規模改造事業の事業量変更に伴う学校施設環境改善交付金を3,119万6,000円計上したほか、障害者自立支援給付費負担金など社会福祉費負担金として国庫負担金、県負担金の増などを行っております。

次に、歳出の主なものとして、総務費では、先日行われました衆議院議員総選挙に引き続き、

来年予定されております岐阜県知事選挙においても、ラスパ御嵩で期日前投票所を設置することなどに伴い、報酬などの増額補正を行っております。

民生費では、介護給付費、高額介護サービス費の増として、介護給付費繰出金を987万5,000円計上したほか、各種福祉医療費助成として扶助費を1,750万円計上しております。

衛生費では、個別予防接種委託料に706万1,000円を、農林水産業費では古屋敷頭首工の油圧配管を取り替えるための工事費に896万4,000円を、土木費では道路施設補修設計業務委託料に1,141万円、道路維持工事費に6,450万円を、教育費では伏見小学校大規模改造工事費に2億2,205万2,000円をそれぞれ計上しております。

これらを踏まえ、補正予算額は、歳入歳出ともに3億9,785万7,000円を追加する内容となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）及び提出議案の概要について御説明を申し上げます。

本定例会に提出する案件といたしましては、町長報告1件、承認案件1件、一般会計をはじめとする補正予算が5件、条例2件、その他議決案件が2件の合計11件でございます。

後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（大沢まり子さん）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男さんの2名を指名いたします。

会期の決定

議長（大沢まり子さん）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月7日の議会運営委員会において、本日より12月13日までの11日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より12月13日までの11日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子さん）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 定例監査実施報告書、2. 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和6年8月分から10月分まで）、3. 常任委員会所管事務調査報告書、以上の3件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第9号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治さん。

上下水道課長（可児英治さん）

おはようございます。

それでは、報告第9号 専決処分の報告について説明いたします。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項につきまして、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

以下が専決第10号の専決処分書であります。

1. 和解及び損害賠償の相手方は記載のとおりです。
2. 事故の概要は、令和6年5月9日木曜日午後1時10分頃、被害児童が下校中、通学路沿いにある土地に侵入し、町が管理する下水道公共汚水ますを踏んだところ、ますの立ち上げ管上部が破損していたため蓋が外れ、公共汚水ますに右足から落下し、右大腿部に創傷を負ったものです。

3. 和解条項及び損害賠償額は、町は、相手方に対し、本件事故に対する一切の損害賠償金として金6万6,450円を支払う。

なお、本件のほか、町、相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認するものとして

おります。

この賠償金につきましては、御嵩町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険により保険給付されます。

事故後の対応として、今後に同様の事故が発生することを防止するため、町内の小・中学校の通学路周辺に設置された公共汚水ますに異常がないかどうか点検を行いました。

また、御嵩町のホームページ、フェイスブック、広報紙「ほっとみたけ」を通じて、公共汚水ますの不具合がないかどうか注意喚起を実施いたしました。

さらに、水道の検針の際に公共汚水ますに異常が発見された場合には、上下水道課へ通報がなされるよう連絡体制を構築しております。

以上で報告第9号の説明を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子さん）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました承認第8号、議案第53号から議案第61号までの計10件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件10件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

承認第8号、令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、議案第53号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

おはようございます。

それでは、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの1ページをお願いいたします。

令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月3日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりその報告を行い、承認を求めるものであります。

補正予算書、令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）の2ページをお願いいたします。

第1条第1項で931万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億3,097万5,000円とする旨、規定しています。

それでは、6ページをおめくりください。

歳入の補正です。

まず、款16県支出金、目01総務費委託金の748万円計上しております。

これは10月27日に執行されました衆議院議員選挙及び国民審査に係る選挙費委託金でございます。

その下、款19繰入金、目01財政調整基金183万8,000円は、今回の歳出補正の財源として繰り入れております。

次のページ、7ページをお願いいたします。

歳出の補正です。

今回、専決処分にて対応させていただきましたのは、衆議院議員選挙及び国民審査に係る各種経費です。選挙執行に係る投票管理者立会人など各種報酬のほか、職員の時間外勤務手当や事務消耗品、電算処理委託料、選挙機器の借上料など931万8,000円を追加しております。

次のページは補正予算給与費明細書になります。

衆議院議員選挙及び国民審査に伴うものになりますので、後ほどのお目通しをよろしく願います。

以上で承認第8号 専決処分の承認を求めることについて説明を終わります。

引き続き、議案第53号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

一般会計補正予算書（第6号）、2ページを御覧ください。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に3億9,785万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を106億2,883万2,000円とする旨、規定しています。

第2条では、繰越明許費の設定、第3条では債務負担行為の補正について、第4条では地方債の補正についてを規定しています。

それでは、まず繰越明許費について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費です。

今回は3件の繰越明許費を設定しております。

まず1つ目、款08土木費、項02道路橋梁費の道路維持事業で繰越限度額を7,591万円としています。

2つ目は、橋梁維持事業で603万7,000円を設定しております。

この2件はいずれも国の補正予算による補助金を活用し、繰り越すものでございます。

3 件目、款08土木費、項03河川費の河川維持事業で、繰越限度額を1,000万円としています。
中坪川、茶園原川、排水樋門の長寿命化工事について、県との事業計画の協議に時間を要しており、年度内の完了が見込めないことにより繰越しを行うものです。

以上が今回設定する繰越明許費でございます。

続いて、債務負担行為の補正について御説明いたします。

7 ページを御覧ください。

第3表 債務負担行為補正は、今回4件の追加をしております。

まず1つ目は、災害対応多機能車両購入業務です。債務負担行為の期間は、令和6年度から令和7年度までで、限度額を1,199万5,000円としています。この債務負担行為は、災害時に活用できる多機能車両の購入費でございます。

2つ目は、町立保育園調理等業務です。期間は令和6年度から令和9年度までで、限度額を6,158万9,000円とするものです。現在、直営で実施している町立保育園の給食調理業務などを民間に委託するための費用になります。

3つ目は、古屋敷頭首工油圧配管取替え工事です。債務負担行為の期間は令和7年度で、限度額を1,344万6,000円としています。古屋敷頭首工のゲートに係る工事を行うもので、2か年事業のため債務負担行為を設定するものです。

最後に、放課後児童クラブ運営事業です。期間は令和6年度から令和9年度までで、限度額を1億4,140万円としています。この債務負担行為は、放課後児童クラブの運営を民間に委託するためのものです。

以上が債務負担行為の補正でございます。

次のページ、8 ページを御覧ください。

地方債補正について御説明いたします。

今回は変更が3件ございます。

初めの2件は、先ほど繰越明許費を設定した道路、橋梁に係る事業財源となるものです。地方道路等整備事業は、補正前4,910万円から3,740万円を増額し8,650万円に、橋梁整備事業は160万円から270万円増額し、430万円としております。

3つ目の伏見小学校大規模改造事業は、今回の歳出補正に合わせ、地方債を計上するものです。補正前530万円から1億7,570万円を増額し、1億8,100万円としております。

続いて、歳入歳出について御説明いたしますので、11ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

一番上の表、款13分担金及び負担金、目01農林水産業費分担金685万6,000円は、古屋敷頭首工の油圧配管取替え工事に伴う可児市及び水利組合からの負担金でございます。

次の表、款15国庫支出金、目01民生費国庫負担金2,190万円は、各種給付費の見込み増加に伴う増額です。

目02教育費国庫負担金は、子育てのための施設等の利用実績に伴い503万4,000円を減額しています。

一番下の表です。目02民生費国庫補助金の節02児童福祉費補助金26万1,000円は、性被害防止対策整備等事業の実施に伴う増額。

節10物価高騰対策費補助金120万円は、給付金事業の実施に伴う増額です。

目04土木費国庫補助金4,162万8,000円は、国の補正予算への要望に伴う増額。

目05教育費国庫補助金3,119万6,000円は、伏見小学校大規模改造事業の事業量の変更に伴う増額になります。

次のページをお願いいたします。

2番目の表、款16県支出金、目01民生費県負担金1,095万円は各種給付費の見込みの増加に伴う県負担分の増額です。

目03教育費県負担金は、子育てのための施設等の利用実績に伴う県負担分の減額になります。

その下の表、目02民生費県補助金600万円は、福祉医療助成費の見込み増加に伴う増額。

目04農林水産業県補助金は、西米山ため池廃止工事の施工年度を令和7年度へ変更したため、1,496万円の減額です。

一番下です。目01総務費委託金は1月に予定されています岐阜県知事選挙の執行経費の増額。13ページをお願いします。

2つ目の表です。款18寄附金の指定寄附金は、実績により150万円増額しています。

その下の表、款19繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整です。

款22町債は、先ほど地方債補正で御説明したとおりです。

続いて、歳出について御説明させていただきますが、今回の補正では、職員の人員配置の変更や人事院勧告による職員特別職、議員の期末手当など、それぞれの科目で増減をしております。27ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、人件費関係の説明は省略させていただきます。

15ページの一番上の表の一番上の行、款02総務費の一般管理費、節10需用費141万円は記録的な猛暑と秋頃まで暑さが続いたことに伴う空調設備の稼働時間の増加や今後の暖房等の稼働に備え、必要見込み分を増額させていただきます。

同じ表の一番下、目16基金費は、実績に基づき福祉向上基金へ50万円、ふるさとふれあい振興基金へ100万円それぞれ積み立てております。

次のページ、16ページをお願いいたします。

真ん中の表です。款02総務費、目03知事選挙費は、令和7年1月に執行予定の岐阜県知事選挙に必要な執行経費を増額しております。

17ページをお願いいたします。

一番上、款03民生費の国保年金事務等取扱費、節27繰出金は、国保財政健全化支援事業繰入基準額の決定に伴い12万円の減額、その下、目03みたけ会館費、節10需用費24万5,000円は、みたけ会館のトイレの故障に係る修繕費になります。

目04老人福祉費、節07報償費は、100歳報償に係る対象者の減に伴う10万円の減額。

目05介護保険費、節27繰出金は介護給付費繰出金987万5,000円の増額、事務費繰出金15万8,000円の減額です。

目06福祉医療費、節10需用費16万9,000円は、福祉医療費受給者の増加に伴う受給者証の印刷費の増額です。

節19扶助費1,750万円は、福祉医療費助成費の実績及び今後の見込みに基づく増額になります。

次のページ、18ページをお願いいたします。

1つ目の表の2行目です。目7老人憩いの家管理費、節10需用費25万円は、老人憩いの家の雨どい等の修繕費として増額をいたします。

2つ下の目09障がい福祉費、節19扶助費4,380万円は、実績及び今後の見込みに基づく増額になります。

次のページ、19ページをお願いいたします。

一番上の児童運営費、節17備品購入費43万2,000円は、性被害防止対策整備事業として保育園へパーティションを購入いたします。

20ページをお願いいたします。

款04衛生費、目01保健衛生総務費、節13使用料及び賃借料の健康管理システム使用料は、電算関係契約を一本化し、電算担当へ予算を組み込んだことによる減額になります。

節18負担金、補助及び交付金は、可茂地域病院群輪番制病院設備整備事業の実績見込みにより21万9,000円の減額。

目02予防費、節12委託料706万1,000円は子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種者の増加に伴う増額。

節18負担金、補助及び交付金28万3,000円は、県外接種予定者の増加に伴う増額になります。

目04成人保健費、節11役務費29万3,000円は受診希望調べる郵便料の増額です。

21ページをお願いいたします。

一番上の表、款06農林水産業費、目04農地費、節14工事請負費は、西米山ため池廃止工事の

事業年度変更に伴う1,645万6,000円の減額、古屋敷頭首工の油圧細管取替え工事896万4,000円を増額しております。

次のページ、22ページをお願いいたします。

3つ目の表の款08土木費、目02道路維持費、節10需用費は、自治会からの要望等に対応するため、修繕費を増額しております。

節12委託料1,141万円は、南山トンネルの補修設計と三反田・切木線擁壁補修の設計業務委託料として増額しております。

節13使用料及び賃借料は、要望のあった町道側溝等の堆積土砂撤去のための機械借上料を増額しております。

節14工事請負費6,450万円は、千ノ井真多羅線と上之郷542号線の舗装工事に伴う増額。

目04橋梁維持費、節12委託料603万7,000円は、欠橋の補修設計業務委託料の増額になります。23ページをお願いいたします。

真ん中の表、款08土木費、目01住宅管理費、節10需用費261万円は、町営住宅の修繕箇所への対応として増額をいたします。

次のページ、24ページをお願いいたします。

2つ目の表の款10教育費、目01教育委員会費の5万円は、各種大会参加者への激励金の実績を踏まえ、増額をさせていただきます。

目02事務局費、節18負担金、補助及び交付金の私立幼稚園教育費負担金は、実績に基づいて1,006万8,000円減額しています。

25ページをお願いいたします。

一番上の表、款10教育費、目01学校管理費、節10需用費694万4,000円は、記録的猛暑に伴う空調設備の稼働時間の増加や今後の見込みなどを踏まえ、増額をさせていただきます。

節12委託料54万7,000円は、伏見小学校大規模改造に係る蛍光灯安定器処分のためのPCB含有調査委託料を増額いたします。

節14工事請負費は、伏見小学校仮設校舎建設に当たり、確認申請時の指摘事項への対応と伏見小学校大規模改造事業の事業量の増加に伴う増額です。

次の表、目01学校管理費、節10需用費82万6,000円は、向陽中学校敷地内の漏水に伴う水道代の増額です。

26ページをお願いいたします。

2つ目の表の款10教育費、目02海洋センター費、節10需用費62万円は、海洋センター運営に要する電気代、水道代の増額。

目03学校給食センター費、節10需用費232万7,000円は、給食材料費の高騰が続いております

ので、増額をさせていただきます。

節12委託料は、給食センター調理等業務委託料の額の確定に伴い、1,039万5,000円の減額。

節17備品購入費69万9,000円は冷凍冷蔵庫の故障に伴い新たに購入いたしますので増額をさせていただきます。

次のページ、27ページから30ページには給与費明細書、31ページには債務負担行為に関する調書、32ページには地方債の現在高の見込みに関する調書をおつけしております。後ほどのお目通しをよろしくお願いいたします。

以上で、議案第53号 令和6年度一般会計補正予算（第6号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第54号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第55号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博さん。

保険長寿課長（大久保嘉博さん）

それでは、議案第54号、第55号の2件を続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第54号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの34ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億7,499万5,000円とすることと、第2条で業務委託に関する債務負担行為を定めております。

36ページをお願いいたします。

こちらは診療報酬明細書点検・過誤調整業務委託に関する債務負担行為となります。

債務負担行為の期間は令和6年度から令和8年度まで、委託期間は令和7年度と令和8年度の2年間、限度額は520万2,000円となります。

補正予算の明細について説明をさせていただきますので、38ページをお願いいたします。

歳入です。

款05繰入金、項01他会計繰入金、目01一般会計繰入金は、財政安定化支援事業繰入金、基準額の確定により12万円の減額となります。

39ページをお願いいたします。

歳出です。

款01総務費、項02徴税費、目01賦課徴収費は会計年度任用職員の人件費の増額で8,000円の増額となります。

款03国民健康保険事業費納付金、項01医療給付費分、目01一般被保険者医療給付費分は、財政安定化支援事業繰入金の減額に伴う財源内訳の変更となります。

款07予備費は、歳入歳出額の調整により12万8,000円の減額となります。

めくって40ページは人件費の明細となります。お目通しをお願いいたします。

41ページをお願いいたします。

こちらは先ほどお話しさせていただきました診療報酬明細書点検・過誤調整業務委託に関する債務負担行為の支出に関する調書と財源内訳となります。

以上で、議案第54号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案第55号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの44ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,888万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億4,301万2,000円とするものです。

なお、介護サービス事業勘定の補正予算はございません。

明細について御説明させていただきます。

48ページをお願いいたします。

款03国庫支出金、項01国庫負担金、目01介護給付費負担金から49ページ、款06繰入金、項01一般会計繰入金、目01介護給付費繰入金までは、歳出の保険給付費の増額に伴う負担金の増額で、48ページ一番上の款03国庫支出金、項01国庫負担金、目01介護給付費負担金が1,446万円の増額。

その下、項02国庫補助金、目01調整交付金が216万5,000円の増額。

款04支払基金交付金、項01支払基金交付金、目01介護給付費交付金が2,133万円の増額。

款05県支出金、項01県負担金、目01介護給付費負担金が1,121万4,000円の増額。

49ページ、款06繰入金、項01一般会計繰入金、節01介護給付費繰入金が987万5,000円の増額とそれぞれなります。

その下、目05その他繰入金は、介護保険事務費の減額により15万8,000円の減額となります。50ページをお願いいたします。

歳出です。

款01総務費、項02賦課徴収費、目01賦課徴収費は、被保険者の増による印刷製本費が9万円

の増額と、予定しておりましたシステム改修がなくなったことによる委託料の24万8,000円の減額、合わせて15万8,000円の減額となります。

款02保険給付費、項01保険給付費、目01保険給付費は、介護サービス費の見込みにより7,690万円の増額となります。

51ページをお願いいたします。

款02保険給付費、項03高額介護サービス費、目01高額介護サービス費は見込みにより210万円の増額となります。

款03基金積立金、項01基金積立金、目01介護給付費準備基金積立金は、歳入歳出額調整のため2,200万円の減額となります。

款05地域支援事業費、項01介護予防・日常生活支援総合事業費、目01介護予防・日常生活支援総合事業は、総合事業対象者の増により、ケアマネジメント委託料が30万円の増額、介護給付費が50万円の増額、合わせて80万円の増額となります。

52ページをお願いいたします。

款05地域支援事業費、項02包括的支援事業・任意事業費、目01包括的支援事業・任意事業費は、包括支援センター職員の人件費が14万1,000円の増額と、福祉サービス費の見込みにより緊急通報装置設置委託料が15万円の増額、配食サービス事業補助金が100万円の増額、合わせて129万1,000円の増額となります。

款06予備費は歳入歳出額調整のため4万7,000円の減額となります。

53ページは人件費の明細となります。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第54号、第55号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第56号 令和6年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第57号 令和6年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治さん。

上下水道課長（可児英治さん）

それでは、事業会計の補正予算2議案について御説明させていただきます。

初めに、議案第56号 令和6年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）です。

お手元の補正予算つづり56ページをお願いいたします。

第1条は、補正予算を定める総則。

第2条は収益的支出の補正で、第1款第1項の営業費用を158万6,000円減額、第3条は資本

的支出の補正で、第1款第1項の建設改良費を165万1,000円減額いたします。

次のページ、第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、予算第7条に定めた職員給与費を60万3,000円増額いたします。

次の58ページは、補正予算実施計画。

59ページから60ページは補正予算給与費明細書。

次の61ページから64ページの予算貸借対照表及び注記の説明は割愛させていただき、65ページの補正予算実施計画明細書ををお願いいたします。

収益的支出では、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費、節22委託料は検満量水器取替業務委託料などの契約額確定により174万円の減額。

目4総係費は人事異動等に伴い、節1給料を30万4,000円増額、節2手当を20万1,000円減額、節5法定福利費を5万1,000円増額いたします。

資本的支出では、款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良事務費は、人事異動等に伴い、節1給料を30万8,000円、節2手当を8万1,000円、節5法定福利費を6万円、それぞれ増額いたします。

また、目2建設改良事業費は、工事費の確定により節12工事請負費を350万円減額、美佐野加圧ポンプ場更新事業として、節32用地買収費を90万円、節35補償費50万円をそれぞれ増額いたします。

次の66ページから67ページは、令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書です。説明の割愛部分につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

これで水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第57号 令和6年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

お手元の補正予算つづり、70ページをお願いいたします。

第1条は、補正予算を定める総則、第2条は収益的支出の補正で、第1款第1項の営業費用を45万円増額、第3条は資本的支出の補正で、第1款第1項の建設改良費を242万2,000円増額いたします。

次のページ、第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、予算第9条に定めた職員給与費を287万2,000円増額いたします。

第5条は、当初予算第1条で繰越利益剰余金の処分について定めておりましたが、第3回定例会において利益の処分の議決をいただいたため、予算第11条を削除するものでございます。

次の72ページは、補正予算実施計画。

73ページから74ページは補正予算給与費明細書。

次の75ページから78ページの予算貸借対照表及び注記の説明は割愛させていただき、79ページの補正予算実施計画明細書をお願いいたします。

上の表、収益的支出では、款1 下水道事業費用、項1 営業費用、目3 総係費は人事異動等に伴い、節1 給料を27万8,000円、節2 手当を13万2,000円、節5 法定福利費を4万円それぞれ増額いたします。

下の表、資本的支出では、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 下水道施設費は、人事異動等に伴い、節1 給料を139万3,000円、節2 手当を40万8,000円、節5 法定福利費を62万1,000円増額いたします。

次の80ページから81ページは、令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書です。説明の割愛部分につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

これで下水道事業会計補正予算の説明を終わります。

以上、事業会計補正予算2議案について、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第58号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 財産の取得について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第58号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは4ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづりの1ページをお願いいたします。

改正の趣旨は、令和6年人事院勧告で、人材の確保への対応、組織パフォーマンスの向上、ワークスタイルやライフスタイルの多様化といった課題に対応する給与制度の大規模な勧告がなされました。勧告を受けて、御嵩町職員給与に関する条例など6つの条例を一括で改正するものであります。

概要です。

第1条、第2条関係は、御嵩町職員の給与に関する条例の改正になります。

まず、1-1. 給料表の改定と新給料表の改定では、民間給与との較差を解消するため、給料表の改定と社会と公務の変化に応じた給与制度の整備をするため、新給料表へ切り替えます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

1-2. 期末勤勉手当の支給率の改定は、年間0.1月分引き上げるものです。表のとおり、令和6年度では12月期に期末手当を1.275月、勤勉手当を1.075月とし、令和7年度以降は6月

期と12月期に均等に配分するものです。

1－3．定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当の支給率の改定は、年間で0.05月分を引き上げるものであります。表のとおり、令和6年度では12月期に期末手当を0.7125月、勤勉手当を0.5125月とし、令和7年度以降は6月期と12月期に均等に配分するものであります。

1－4．職務内容の改正は、定年引上げ制度による職務内容の追加になります。4級に指導幹、5級に調整官、調整指導幹を加えております。

1－5．扶養手当の支給額の改定では、配偶者は現行月額6,500円から令和8年度に廃止に、子は現行月額1万円から令和8年度に1万3,000円とするものです。経過措置として2年間で段階的に実施いたします。

次のページをお願いいたします。

1－6．通勤手当の引上げ、支給要件の拡大は、表のとおり支給限度額を15万円に引上げ、新幹線等特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給となるもので、新たに採用となった職員も新幹線、鉄道等の利用をする場合は支給対象といたします。

1－7．単身赴任手当の支給要件の拡大は、新たに職員として採用となったことにより、やむを得ず単身赴任となった場合に単身赴任手当を支給するものです。

1－8．管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の改定は、勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、支給対象の始まり時間を午前0時から午後10時に改定するものです。

次に、第3条・第4条関係は、御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の改正で、期末手当の支給率を年間0.1月分引き上げるものです。表のとおり、令和6年度では12月期に2.35月とし、令和7年度以降は6月期と12月期に均等に配分するものです。

次に、第5条・第6条関係は、御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正で、期末手当支給率を常勤の特別職職員と同様、年間0.1月分引き上げるものです。表のとおり、内容も常勤の特別職職員と同様でございます。

次のページをお願いいたします。

第7条関係は、御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正です。

4－1．期末手当の支給率の改定は、週の勤務時間が30時間以上の会計年度任用職員は年間で0.05月分の引上げになります。

また、週の勤務時間が20時間以上30時間未満の会計年度任用職員は、年間で0.03月分の引上げとなります。

4－2．勤勉手当の支給率の改定は、週の勤務時間が30時間以上の会計年度任用職員は年間で0.05月分の引上げです。

また、週の勤務時間が20時間以上30時間未満の会計年度任用職員は、年間で0.025月分の引

上げとなります。

第8条は御嵩町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例、第9条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正になります。定年前再任用短時間勤務職員の手当の拡大で、現行は住居手当については支給対象外ですが、支給対象とするものです。

施行日については、第1条、第3条、第5条は公布の日で令和6年4月1日から遡及適用となります。第2条、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条は、令和7年4月1日からです。

次のページをお願いいたします。

6ページから34ページまでは新旧対照表となりますので、後ほどのお目通しをいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上で、議案第58号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

引き続き、議案第61号 財産の取得について説明をいたします。

議案つづり（その2）の2ページを御覧ください。

次のとおり物品を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 取得する物品は消防指令車。

2. 取得の方法は指名競争入札。

3. 取得金額は698万5,000円。

4. 取得の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町御嵩1345、丸井自動車、社長 寺尾健一でございます。

今回の消防指令車は、災害時の電力供給や火災時の本部機能強化を図るため、PHEVタイプの消防指令車に更新するものであります。

資料つづり（その2）、4ページを御覧ください。

売買仮契約書の写しを添付しております。

令和6年11月22日に仮契約を締結しており、履行期限は令和7年3月14日としております。

次に、5ページをお願いいたします。

こちらは入札執行結果公表一覧表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第61号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第59号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博さん。

保険長寿課長（大久保嘉博さん）

議案第59号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

お手元の議案書つづりは19ページになりますが、資料つづりにて説明させていただきますので、資料つづりの35ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を受け、関係する条例の改正を行うものです。

改正の内容は、地域包括支援センターの職員配置の柔軟化に関することで2点です。

1点目は、職員員数の算定方法として、地域包括支援センター運営協議会が認めれば、常勤換算法を用いることができるようになる。

2点目は、職員の配置において、1圏域3,000人以上6,000人未満ごとに3職種を配置すべきところを、地域包括支援センター運営協議会が認めれば、複数圏域の高齢者数を合算して配置することができるようになるということです。

なお、御嵩町は現在、1つのセンターで地域包括支援センターを運営しておりますので、今回の条例改正の影響はございません。

施行日は公布の日となります。

36ページから38ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第59号について説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第60号 工事請負契約の変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 木村公彦さん。

亜炭鉱廃坑対策室長（木村公彦さん）

それでは、議案第60号 工事請負契約の変更について説明させていただきます。

議案（その2）、1ページをお願いいたします。

議案第60号 工事請負契約の変更についてです。

令和6年御嵩町議会第3回定例会（議案第52号）で議決された工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は、令和5年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第4－1期防災工事です。

2. 契約の金額、「4億9,890万600円」を「5億148万8,900円」に変更するものです。
3. 変更の理由は、工事内容の精査による増額です。
4. 契約の相手方は、徳倉・御嵩重機特定建設工事共同企業体、代表構成員は徳倉建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社御嵩重機建設です。

続いて、資料つづり（その2）1ページ、2ページをお願いいたします。

工事請負仮変更契約書の写しを添付しています。

258万8,300円を増額する仮契約を11月25日に締結しております。

3ページを御覧ください。

工事の位置を説明した図面を添付しています。

第4－1期防災工事の施工箇所は、御嵩町伏見・比衣地内で、共和中学校の北側の民有地等でございます。

右上の枠内に各工種の工事概要を掲載してございますが、概要に変更はございません。

今回の変更につきましては、枠内下、米印のところでございますが、汚泥処理費及び技術管理費等実績による数量に変更したことによるものでございます。

以上、議案第60号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時40分といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

議長（大沢まり子さん）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子さん）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

承認第8号、令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第8号、令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（大沢まり子さん）

議案第53号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

7ページの債務負担行為の行為補正についてお伺いをいたします。

2段目の町立保育園調理等業務についてお伺いをします。

まず、民間に委託するということですが、なぜ民間に委託をするのか、その理由を1点目、教えてください。

それから2点目は、この調理等とありますが、この等には何が含まれているのか、こういった形態で民間に委託するのかというところを教えてください。お願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

福祉子ども課長 古川孝さん。

福祉子ども課長（古川 孝さん）

それでは、ただいまの岡本議員の御質問についてお答えいたします。

まず、そもそもなぜ委託するのかというところですが、これまで保育園の調理につきましては、町で直接調理員を雇用しまして、直接運営をしていたわけですが、現状、調理員さんがなかなか集まりません。募集をしてもなかなか人が集まらない状況の中、特に調理

師の資格を持っている職員の方がもう今年度いっぱい退職されるということもありまして、人の確保をするために今回、民間委託に踏み切ったということですので、よろしくお願いいたします。

また2点目、等についてですけれども、調理のほかに食材の調達や人の雇用などが含まれますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（大沢まり子さん）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子さん）

ありがとうございます。

食材の調達と、それから人員の確保ということなんですが、まず今働いてみえる方はどういうふうになるのかということと、それから食材の調達もお任せするということなんですが、献立などは町のほうで立てられるのか、その辺りのことを教えてください。

議長（大沢まり子さん）

福祉子ども課長 古川孝さん。

福祉子ども課長（古川 孝さん）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、これまでの雇用ですけれども、現在雇用されている方につきましては、新年度からの移行をどうされるかということを確認しまして、引き続き雇用を希望される方につきましては雇用になっていくかと思います。

献立につきましては現在そうなんですけれども、町内の上之郷、御嵩、中、伏見の4園につきましては、町が雇用しております栄養士が献立をつくっておりまして、引き続きそのような形で献立は作成していきますので、よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

私もこの7ページの債務負担行為の補正にございます、一番上の災害多機能車両ですけれども、これは一体どういった多機能、機能を持った車を購入されるのか。

それと、31ページに財源もうたってあるんですけれども、この財源の内訳、その辺りにについてもお聞かせください。

議長（大沢まり子さん）

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回購入を予定しております車両は、平常時もまた災害時も使用可能な改造車両、ハイエースを考えております。

財源につきましては、緊急防災減災事業債を想定しております。

また、機能や使用方法について、まずは大型車両ということでありますので、人員の移動なども使用可能だと考えております。

また、後部座席のシートも脱着ができる仕様になりますので、例えばイベントの際の荷物の搬入や、またPRブースとして啓発車両としても活用できますし、また選挙の際の投票所としても考えております。

また、災害時にはトイレの車両ですね。能登半島地震でも実績はありますので、そういった車両や、また災害場所、現場での本部機能や、また町外で災害発生した場合の宿泊スペースというような活用もあるかと考えております。以上です。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

6 番 鈴木秀和さん。

6 番（鈴木秀和さん）

今の中で1点ちょっと確認させてください。

トイレという話が出たんですけど、トイレって車両にあるわけじゃなくて、トイレをどのように使うというイメージなんでしょうか。お願いします。

議長（大沢まり子さん）

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

トイレは水を使わないものを。すみません、トイレは設置できるキットがありますので、それで設置するような形、水も使わないトイレを設置するような形になります。以上です。

議長（大沢まり子さん）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号 令和6年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第54号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号 令和6年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第55号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号 令和6年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第56号 令和6年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号 令和6年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第57号 令和6年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号 令和6年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第60号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子さん）

議案第61号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（大沢まり子さん）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月10日に開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時53分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 ま り 子

署 名 議 員 岡 本 隆 子

署 名 議 員 谷 口 鈴 男